

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第1回小谷村景観計画検討会

令和3年（2021年）7月29日

小 谷 村

本日の内容

1. 景観と景観づくりについて
2. 小谷村景観づくり計画（素案）について
3. 計画内容の検討

1. 景観と景観づくりについて

小谷村の景観



小谷村の景観



小谷村の景観



景観づくりの方針

小谷村が持つ美しい景観を財産として捉え、
これを保全するとともに、暮らしやすさと
発展のバランスが取れた村づくりを実現し、
人と自然が共生する美しい郷土を
次世代に継承しましょう。

景観づくりに取り組むきっかけ

「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について（H28.9.26付国土交通省通知）」で、

「明日の日本を支える観光ビジョンにより、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上を図るべく、主要な観光地で景観計画を策定すること」として、小谷村が示されています。

村としても小谷村の景観を次世代に引き継ぐため、**景観保全、景観づくりの取り組みを始めました。**

景観づくりの方針

小谷村の景観を次世代に引き継ぐため、

「景観計画」 を策定し、

「景観条例」 の在り方を検討する。

「小谷村景観づくり住民懇談会」の開催状況

名称	開催日・会場	意見交換の内容
第1回	令和元年5月22日（水） 小谷村役場	● 小谷村の景観づくり
景観 づくり 勉強会	6月21日（金）～7月11日（木） 道の駅小谷／中土観光交流センター やまつばき ／小谷村役場／小谷交流センター ちゃんめろ／ 杵池観光総合センター	● 景観づくりとは？ ● 小谷村の景観づくりがなぜ今 必要なのか？ ● 景観づくりとは何をするのか？
第2回	7月18日（木） 小谷村役場	● 小谷村の大切にしたい景観
第3回	8月21日（水） 小谷村役場	● 景観づくりの地域区分
第4回	9月25日（水） 小谷村役場	● 重点地域「塩の道」の景観づくり
第5回	10月24日（木） 杵池観光総合センター	● 重点地域「スキー場地域」の 景観づくり
第6回	11月27日（水） 午後・夜の2回 小谷村役場	● 小谷村全体の景観づくり
第7回	令和2年1月29日（水） 小谷村役場	● 景観づくりのルール
第8回	令和2年7月28日（火）～8月7日（金） 道の駅小谷／中土観光交流センター やまつばき ／小谷村役場／小谷交流センター ちゃんめろ／ 杵池観光総合センター	● 地域おこしにつながるテーマ

そもそも「景観」とは？

「見る人」と「見る対象」から成り立つ「景観」

- 「景」＝見る対象 ⇔ 「観」＝見る人
 - 物理的なものを「人が見る」ことによって景観として成立する。

「良い景観」＝「良好と感じる眺め」

- 周囲と調和していないものは景観を壊す。
 - 物理的な眺めと見る側の相互関係で成り立っている。

自然と人の営みによってつくられる

- 地形や自然、歴史や文化、産業活動、暮らしなどの結果。
 - 地域の全てが関わってくる。

「景観」のとらえ方



越戸峰付近からの眺め

「景観」のとらえ方



景観づくりの必要性

景観づくりがもたらす効果

- ① 毎日を快適に、心豊かに過ごせる
 - 住む人の満足度が高まる
- ② 地域に対する愛着と誇りが高まる
 - 自主的な取組が始まるなどの良い循環が生まれる
- ③ 域外の人をひきつけ、交流が生まれる
 - 観光振興を含む地域活性化につながる

その結果  **✓小谷村が更に元気になる**

景観づくりの必要性

景観法が生まれた背景

■ 景観法成立以前

- 景観を整備・保全するための**国民共通の基本理念がなかった**
- 自主条例（景観法に基づかない）による、行為に対する「勧告」等の**制度的・手法的限界**



■ 景観法の必要性

- 景観の意義、整備・保全の必要性を明確化
- 地方自治体に対して、いざという場合の**一定の強制力**を付与

景観づくりの必要性

小谷村を取り巻く状況

■ 景観法の成立（平成16年）

- 地域づくりの「量の確保」から「**質の確保**」への転換
- 地域が**独自ルール**を定められるようになった

■ 急速な人口減少による地域コミュニティの低下

- 小谷村の目指すべき姿：**地域コミュニティの維持** ※小谷村総合戦略による

■ 訪日観光客の増加

- 2018年は3,000万人が日本を訪れた
- ショッピングなどの「モノ消費」⇒滞在・体験の「コト消費」へ
特に「**日本らしさ**」への憧れ
- 2021年現在、コロナ禍により訪日観光客は停止中
⇒ コロナ終息後に向けて、今のうちから対応しておく必要

景観計画の役割

良好な景観づくりの基本方針を示す

- 将来像と方針を示し、地域全体として景観づくりに取り組むための共通認識の醸成をはかる。

良好な景観づくりのためのルールの提示

- 地域の実情に合わせて景観づくりの具体的な内容を選択し、示す。

景観づくり関連施策の体系化

- 景観行政に関する施策を体系化し、継続的な運用方法を示す。

景観計画の効果

景観計画策定

予期せぬ開発に対する
一定の抑止力

地域の実情を踏まえた
目標設定

- 美しいまちなみの保全・創出
- 住民の意識啓発
- 地域固有の文化の継承
- 地域固有の自然環境の保護

など

村の人気向上

治安の向上

交流人口・定住人口の
増加

経済の活性化

地元への愛着の向上

景観計画で定める内容

定める事項	内 容	景観法との関係
①景観計画の区域	● 景観計画を適用する区域 →原則は小谷村全域	必須事項
②良好な景観の形成に関する方針	● 目指すべき良好な景観の姿 ● 基本目標、基本方針	(努力事項)
③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	● 届出対象行為 ● 景観保全・育成基準	必須事項
④景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	● 良好な景観の形成に重要な建造物、樹木の指定方針	指定対象がある場合は必須
⑤その他良好な景観の形成に必要な事項	● 景観重要公共施設の整備 ● 屋外広告物に関する行為の制限	—

長野県内の景観行政団体

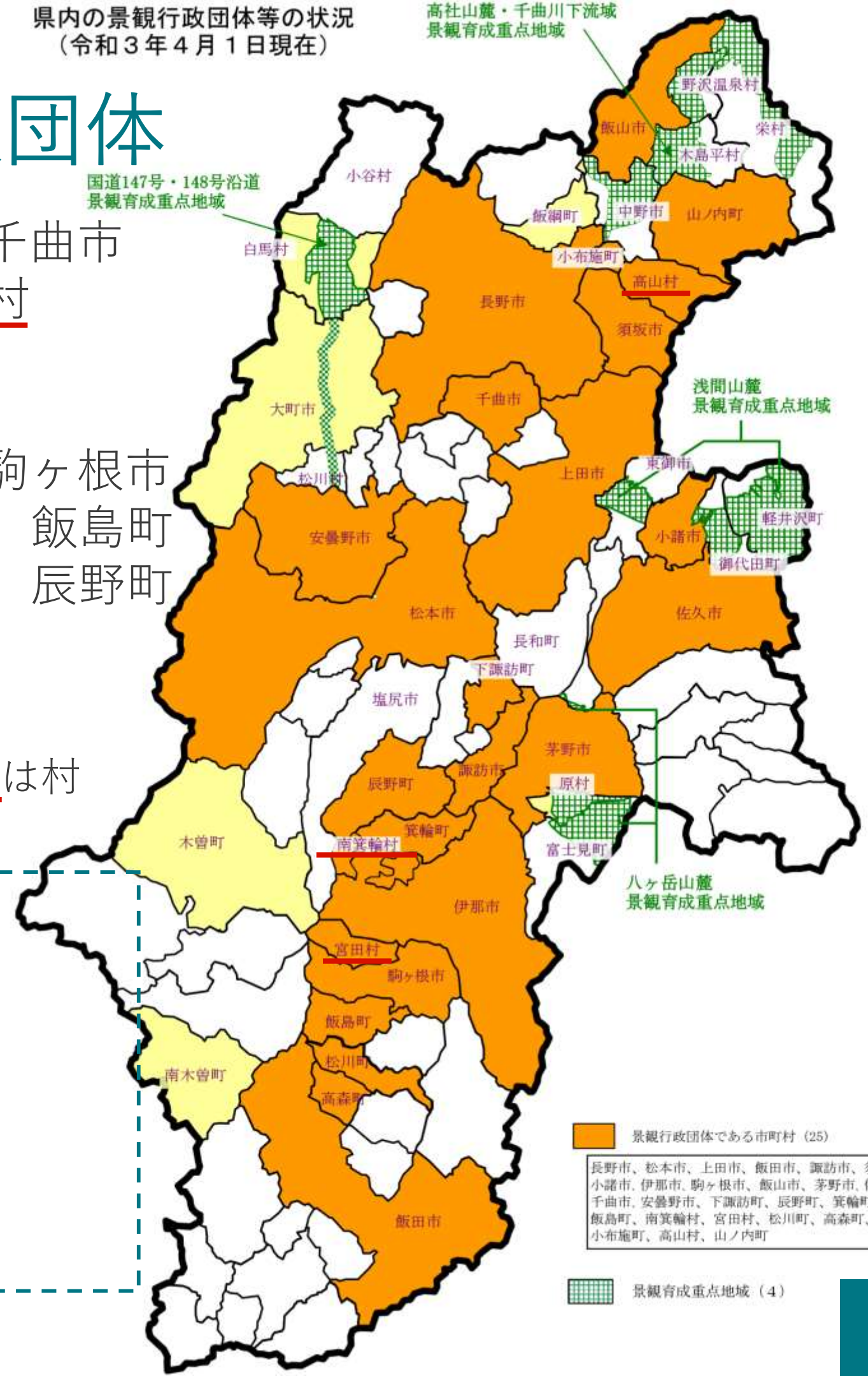
北信	長野市	須坂市	飯山市	千曲市
	小布施町	山ノ内町	<u>高山村</u>	
東信	上田市	佐久市	小諸市	
中信	松本市	安曇野市		
南信	飯田市	諏訪市	伊那市	駒ヶ根市
	茅野市	下諏訪町	箕輪町	飯島町
	<u>南箕輪村</u>	<u>宮田村</u>	高森町	辰野町
	松川町			

以上、25市町村

※令和3年（2021年）4月1日時点／下線は村

景観行政団体とは？

- 景観行政を実施する市町村。
 - ◆ 景観行政団体でない場合は、県が景観行政を実施する。
- 県知事と協議し、同意を得て景観行政団体となる。

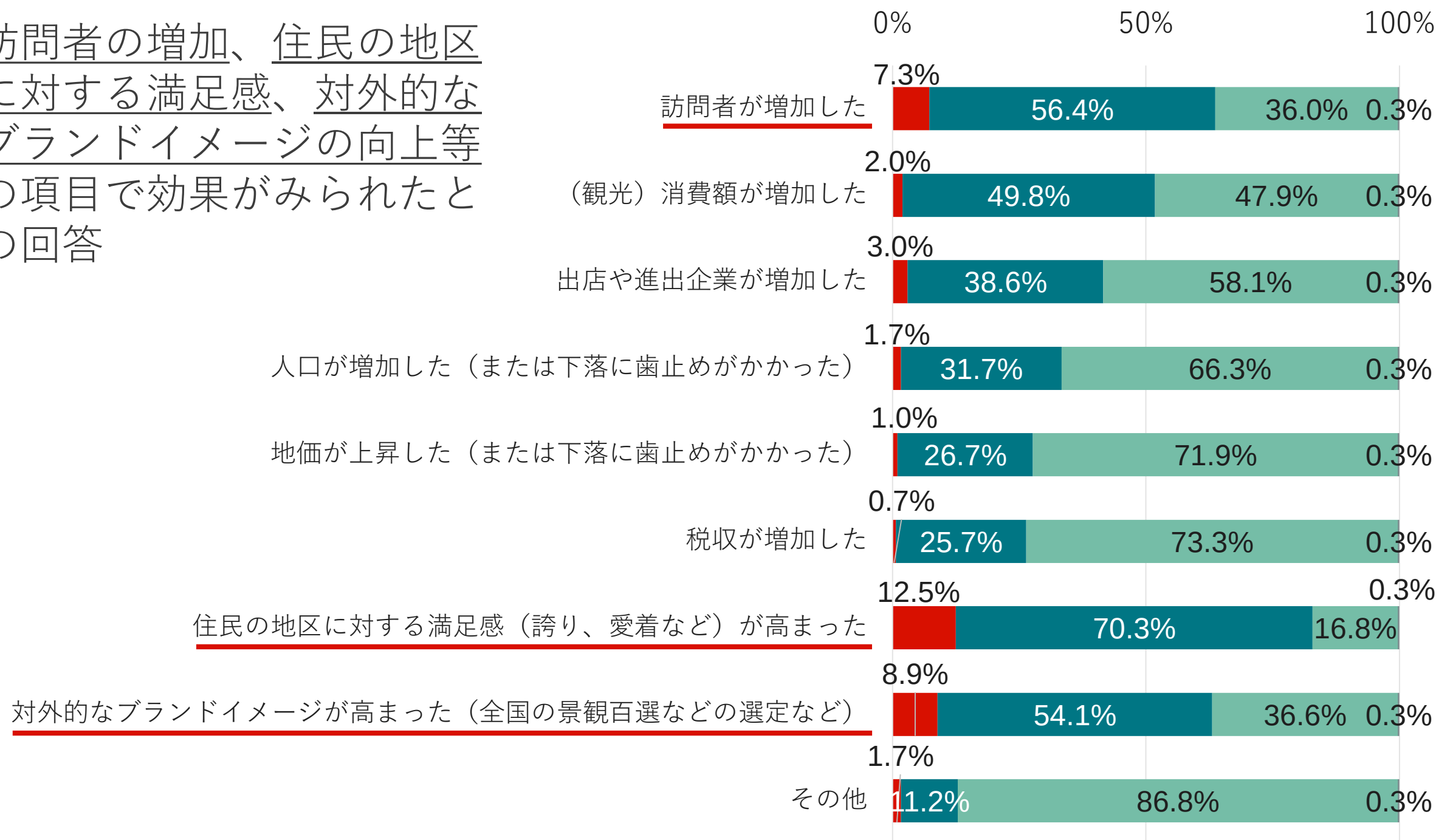


景観づくりの効果

□ 既に景観計画を策定し、取組を進めている自治体へのアンケート
(平成23年度実施)

◆ 訪問者の増加、住民の地区に対する満足感、対外的なブランドイメージの向上等
の項目で効果がみられたとの回答

■ 既に効果が発現した
■ 今後、効果の発現が見込まれる
■ 効果は発現していない／今後も見込まない
■ 無回答



n = 303

出典：景観形成の取組に関する調査（平成23年9月時点）国交省資料

景観づくりの取組事例

景観づくりにより交流人口が増加した例：小布施町

- 1970年代は観光地ではなかった
 - 町並修景事業、景観づくり指針の策定、地域型住宅整備事業等を実施
- 景観を意識したまちづくりにより、100万人が訪れる観光地へ
 - 県内主要観光地と比較し、リピーター率が高いという特徴
 - 人口は横ばいを維持（1.1万人）



出典：「小布施のまちづくり」

景観づくりの取組事例

山間集落地域の例：島根県おうなんちょうかいずみ邑南町川角地区

- 耕作放棄地再生を目的にハナモモを植樹
 - 2haに2,000本（2007年）
 - ハナモモを選んだのは労力が比較的少なくて済むため
- 開花期を中心に年間4,000人が訪れる地域へ
 - ハナモモの下で山菜を栽培：Uターンにつながる



出典：邑南町観光協会ウェブサイト

景観づくりの取組事例

歩きたくなる景観まちづくり：長野市中央通り

- 善光寺門前町が位置した長野市中央通りは旧北国脇往還の宿場町であり、現在でも漆喰で塗り固めた土蔵造りの店舗が残るなど、当時のまちなみが現在にも残る。



- このような景観を活かし、街歩きを促進するまちづくりを面的に進めたことにより、街中の歩行者数が増加傾向にある。

左：善光寺表参道の歩行者優先と活用を促進する道路の整備
右：建造物の外観修景により歴史的景観を再生

出典：国土交通省資料

景観づくりの取組事例

地域資源の再発見と魅力向上：愛知県豊田市足助

- 江戸時代には中馬街道「塩の道」の宿場町として栄えながら、近年寂れつつあった中心市街地において、まち並みを守る活動を開始（1975年）。
☞ 住民による全国のまち並み保存運動の先駆け
- 「景観まちづくりルール」を作成し、まち並みの保存・継承を進めるとともに、「山並み景観を守る」「まち並みを活かす」「足助らしさを育む」の3つの景観形成方針を掲げた景観計画を策定した。
- 歴史的まち並みの歩行者数が整備前970人/年→2,147人/年と大幅に増加



整備された歴史的まち並みを歩く人々
出典：足助観光協会ウェブサイト

景観づくりの取組事例

景観が問題となっている例：東京日本橋

- 東京の象徴の一つと言える日本橋
- 上空を通過する首都高速道路の撤去と地下化を検討中
→本年7月より事業開始



昭和31年



現在(20代目)(平成23年時点)

出典：「首都高日本橋地下化の検討経緯」

景観づくりの取組事例

竜閑さくら橋周辺の景観

中央通り周辺の景観

日本橋川上の景観



「首都高速道路の地下化による景観の変化」

※再開発の計画は現時点の情報で作成したイメージです。

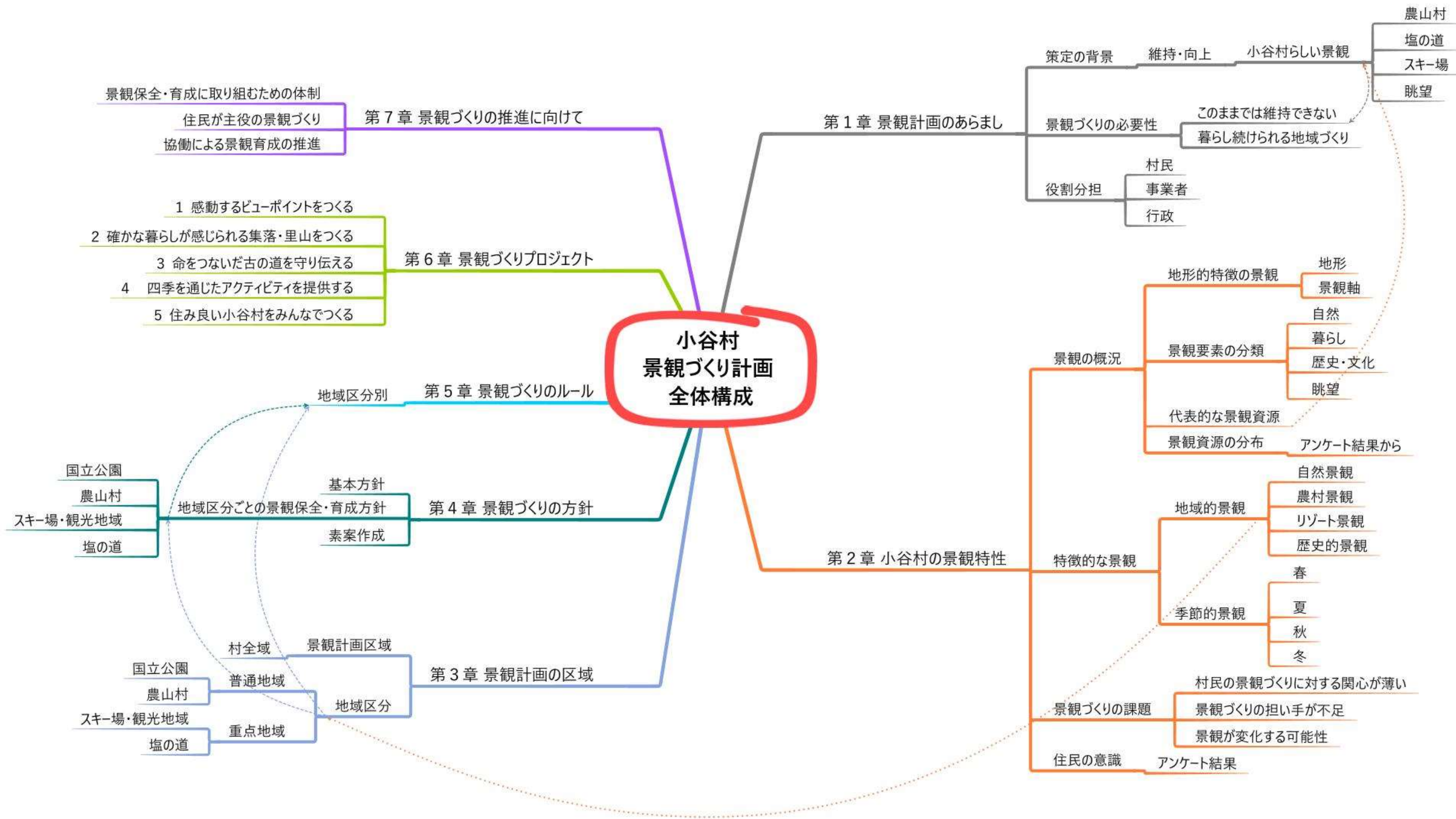
出典：日経クロステック掲載記事（2021年7月16日閲覧）

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00110/00244/?SS=imgview&FD=-150684874>

2. 小谷村景観づくり計画（素案） について

計画の全体像

素案p.6



計画の概要

👉 素案p.1~3

1 小谷村景観づくり計画の必要性と目的 📖 計画素案第1章

「いまのままの小谷」「ありのままの小谷」を守り、次世代に引き継いでいくための計画です。

●計画の背景と必要性

大自然とその中で暮らす人々によって、長い年月を経てつくられてきた小谷村の美しい景観ですが、少子高齢化や過疎化の進行とともにその存続が危ぶまれる状況となりつつあります。今見ることのできる小谷村の景観は村民の共有財産であり、この景観を守り継承していくための取組が必要です。

●計画の目的

小谷村景観づくり計画は、小谷村が持つ美しい景観を財産として捉え、これを保全するとともに、暮らしやすさと発展のバランスが取れた村づくりを実現し、人と自然が共生する美しい郷土を次世代に継承することを目的とします。



2 小谷村の景観が抱える課題 計画素案第2章

小谷村の美しい景観をみんなで守り育む必要があります。

●景観づくりに対する認識の共有

小谷村において景観づくりの取り組みが必要であることを多くの人々が理解し、共通認識をもって取り組む必要があります。

●景観づくりの人手の確保

従来の枠組みにとらわれない様々な仕組みを整えることで、景観づくりの人手を確保する必要があります。

●景観づくり＝地域づくり

単に景観をよくするのではなく、地域を元気にする取り組みを行うことによって、結果的に景観もよくなるという取り組みが必要です。

3 良好な景観の保全と育成の方針 📖 計画素案第3章

小谷村の景観づくりの基本理念と基本方針を、次のとおり設定します。

■小谷村景観づくりの基本理念

緑と雪と温泉のふるさと「小谷」を育む景観づくり

■小谷村景観づくりの基本理念

- 小谷村らしい景観を守り育てます
- 自然と暮らしと歴史文化の調和をはかります
- 訪れた人に潤いと安らぎを与える、おもてなしの景観をつくれます
- 村民、事業者、行政、そして来訪者や村外の小谷村ファンも含め、小谷村に関わるすべての人が連携・協働して進めます



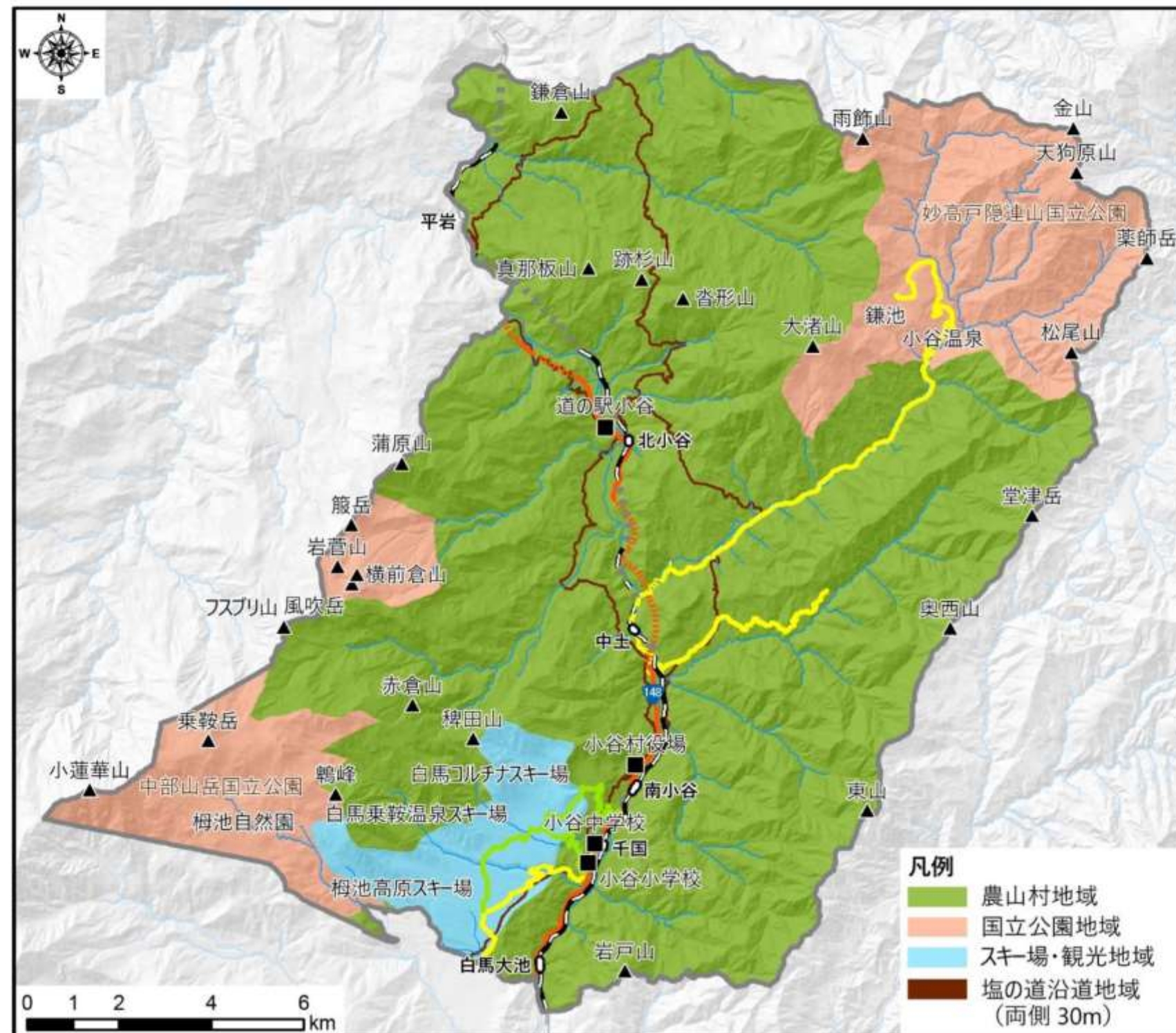
計画の概要

素案p.20

4 景観づくりの地域区分 計画素案第3章

4つの地域区分（重点地域：2、普通地域：2）で景観づくりを進めます。

景観づくりを進める上での地域区分と、地域区分ごと方針を、次のとおり設定します。



計画の概要

👉 素案p.20~21

重点地域

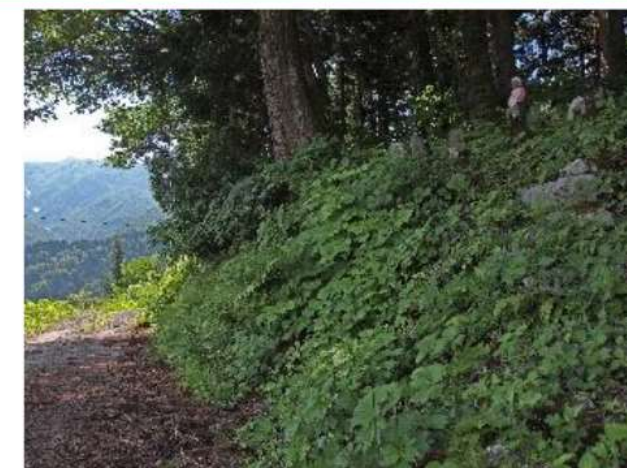
■ スキー場・観光地域

- リゾート地にふさわしい上質な景観の創出
- HAKUBA VALLEY として統一感のある景観づくり
- まち歩きを楽しめるメインストリートの景観の向上



■ 塩の道沿道地域

- 歴史的な道である塩の道のイメージを大切にした景観づくり
- 道路整備等において塩の道の雰囲気維持・向上をはかる
- 安全・安心して歩くことができる道づくり



普通地域

■ 農山村地域

- 確かな暮らしが感じられる景観づくり
- 集落として統一感と背後の森林との連続性を保つ
- 地域内外の連携による草刈りや森林整備の実施



■ 国立公園地域

- 多くの人を訪れる、すぐれた自然景勝地である国立公園のイメージを守る
- 雄大な自然景観を基調とした統一感のある景観づくり
- 安全で安心して利用できる空間づくり



6 景観づくりプロジェクト 📖 計画素案第6章

景観づくり＝地域づくりの観点から、地域活性化につながる取り組みを進めます。

■景観づくりプロジェクトとは？

本計画の検討にあたり、村民の皆さんの意見を交換する場として「小谷村景観づくり住民懇談会」を開催してきました。その中で、参加者からの要望を受けて、景観づくりの枠を超えた地域おこしにつながるテーマを取り上げ、これからの小谷村づくりについて幅広く話し合う機会を設けました。その結果を「景観づくりプロジェクト」として整理し、本計画の一部として組み込みました。これらのプロジェクトに取り組むことで、結果として小谷村の景観をより良いものにしていきます。

プロジェクトの詳細は、計画素案の第6章を参照してください。

1 感動するビューポイントをつくる

- 眺望点をリスト化する
- 眺望を阻害する樹木を伐採する
- 居心地の良い眺望点をつくる
- 国の「重要文化的景観」への登録を目指す

信州ふるさとの
見える丘
(眺望の郷)



計画の概要

👉 素案p.41~

2 確かな暮らしが感じられる集落・里山をつくる

- 草刈りをする
- 花木を植えて沿道を花で彩る
- 空き家・廃屋対策を進める
- 棚田を守り活用する
- 森林整備を進める
- 資源を活かした特産品を開発する

真木集落
(小谷村フォト
ライブラリー)



3 命をつないだ古の道を守り伝える

- 「塩の道」を守り活用する
(例：道標・サイン類・休憩ポイント等の整備、
小規模なイベントの継続開催、など)
- 暮らしの道を発掘し活用する

塩の道
大網峠越え
(小谷村フォト
ライブラリー)



計画の概要

👉 素案p.41~

4 四季を通じたアクティビティを提供する

- 花が楽しめるゲレンデづくりを進める
- 小谷村を知るコースをつくる
- ガイドツアーを実施する

雨飾高原
キャンプ場



5 住み良い小谷村をみんなで作る

- 多くの人に参加できる仕組みをつくる
- 小谷村のファンづくりを進める

大網集落



3. 計画内容の検討

「第4章 良好な景観づくりのための行為の制限」

- (1) 届出対象行為
- (2) 届出手続の流れ
- (3) 景観育成基準①

第4章 良好な景観づくりのための行為の制限

届出対象行為

 素案p.23

表 届出対象行為の規模の一覧

行為の種類		届出の対象規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ 13mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、色彩の変更	プラント類* ¹ 、自動車車庫の用途に供する施設、貯蔵施設類* ² 、処理施設類* ³	高さ 13mを超えるもの又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
		電気供給・通信施設* ⁴	高さ 20mを超えるもの
		太陽光発電施設* ⁵	太陽電池モジュールの築造面積が <u>20m²</u> を超えるもの
		その他	高さ 13mを超えるもの
	特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）		表示面積が 25 m ² を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更* ⁶	面積が 3,000 m ² を超えるもの又は法面等の高さが 3mかつ長さが 30mを超えるもの	
	土石類の採取又は鉱物の掘採		
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さが 3mを超えるもの	

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含む。

*1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

*2 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

*3 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

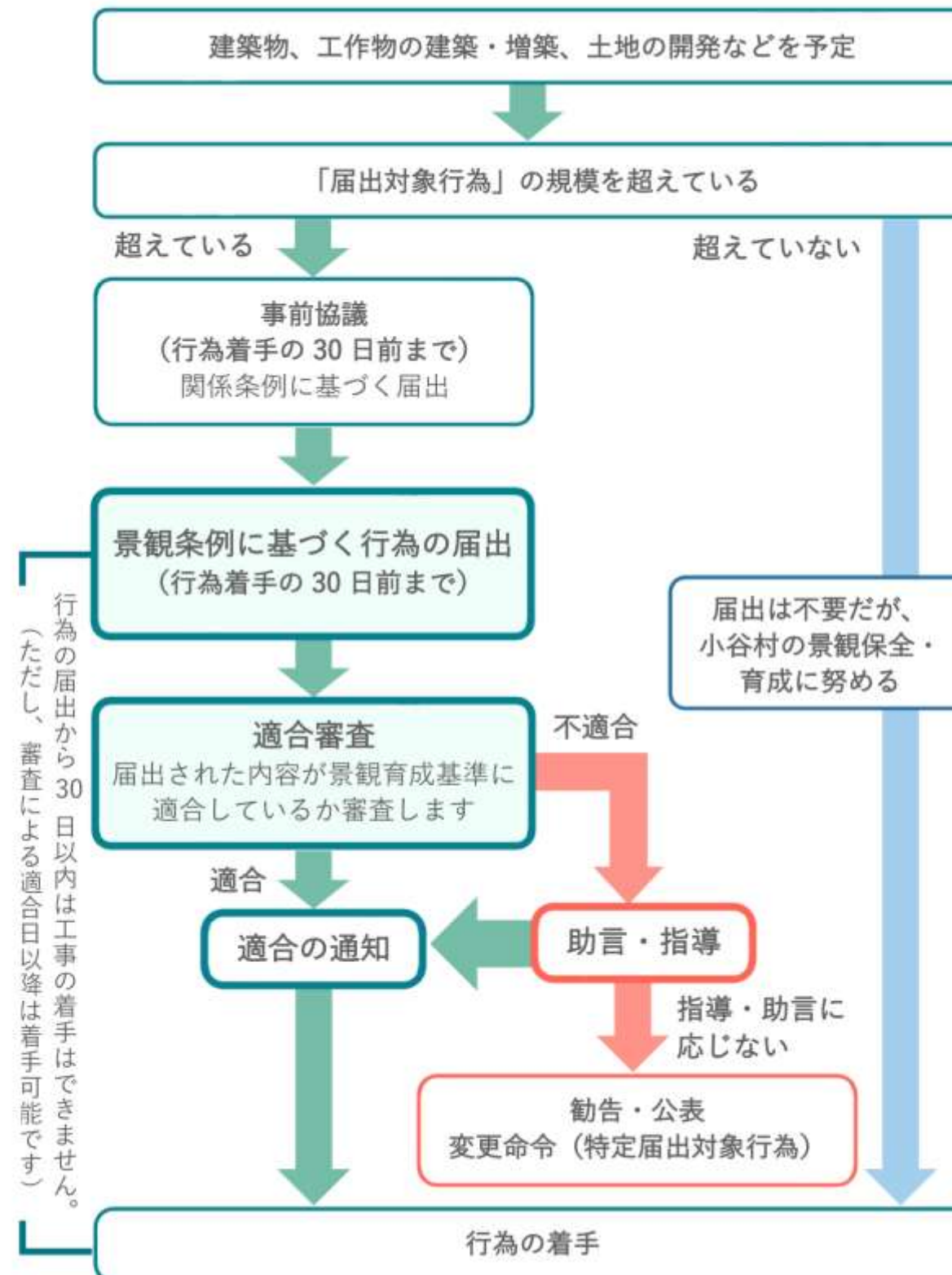
*4 電気供給・通信施設：電気事業法第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

*5 ただし、建物の屋根上に設置される設備は対象外

第4章 良好な景観づくりのための行為の制限

届出手続の流れ

👉 素案p.23~24



第4章 良好な景観づくりのための行為の制限

景観育成基準

 素案p.25~

●基準を設定する事項

- (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更（配置、規模、形態・意匠、材料、色彩等、敷地の緑化、特定外観意匠（公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠））
- (2) 土地の形質の変更
- (3) 土石の採取及び鉱物の掘採
- (4) 屋外における物件の堆積又は貯蔵
- (5) 木竹の伐採

※基準の内容については、別途配布した一覧表をご覧ください